

(臨床研究に関するお知らせ)

社会医療法人愛仁会高槻病院に外来リハビリテーション介入をさせていただいている血液透析治療患者さんへ

社会医療法人愛仁会高槻病院リハビリテーション科では、以下の臨床研究を実施しています。ここにご案内するのは、過去の診療情報や検査データ等を振り返り解析する「後ろ向き観察研究」という臨床研究で、当院倫理審査委員会の承認を得て行うものです。すでに存在する情報を利用して頂く研究ですので、対象となる患者さんに新たな検査や費用のご負担をお願いするものではありません。また、対象となる方が特定できないよう、個人情報の保護には十分な注意を払います。

この研究の対象に該当すると思われる方で、ご自身の診療情報等が利用されることを望まない場合やご質問がある場合は、下記の問い合わせ先にご連絡ください。

1. 研究課題名

当院における血液透析患者に対する外来運動療法の効果と課題

2. 研究責任者

社会医療法人愛仁会高槻病院リハビリテーション科 理学療法士 山木健司

3. 研究の目的

血液透析患者は、透析治療導入前からすでに身体機能は低下しており¹⁾、導入後はさらに脆弱性が高まることで身体機能低下およびADL低下が互いに影響し合い、ひいては生命予後の悪化を招く²⁾とされている。一方、血液透析患者に対する運動療法の効果は多数報告されており、2018年に発刊された「腎臓リハビリテーションガイドライン」においても、「透析患者における運動療法は、運動耐容能、歩行機能、身体的QOLの改善効果が示唆されるため、行うことを推奨する(グレードB1)」³⁾とされている。また、運動療法への参加率が高いほどイベント発生率(入院)や死亡率が低い⁴⁾という報告もある。つまり、「腎臓が悪い=運動は禁忌」という考え方はすでに過去のものであり、適切な運動療法を継続して行うことが、血液透析患者の身体機能・ADL・QOLの改善とイベント発生率および生命予後の改善に繋がると考えられる。それらの観点から当院でも2017年より血液透析患者に対する外来リハビリテーションを開始し、現在で約3年が経過した。今回、当院における血液透析患者に対する外来運動療法の効果を明らかにし、現状と課題について考察します。4.

研究の概要

(1) 対象となる患者さん

2017年4月1日～2020年8月31日までの間に当院にて外来運動療法を行った血液透析患者さん

(2) 利用させて頂く情報

患者基本情報(性別、年齢)、病名、透析治療年数、握力、膝伸展筋力、TUG、歩行速度、片足立ち時間、体組成成分、筋厚

(3) 方法

電子カルテから上記の調査項目を抽出します。

5. 個人情報の取扱い

利用する情報からは、患者さんを特定できる個人情報は削除します。また、研究成果は学会や学術雑誌で発表されることがありますが、その際も患者さんの個人情報が公表されることはありません。

6. ご自身の情報が利用されることを望まない場合

臨床研究は医学の進歩に欠かせない学術活動ですが、患者さんには、ご自身の診療情報等が利用されることを望まない場合、これを拒否する権利があります。その場合は、下記までご連絡ください。研究対象から除外させていただきます。なお、研究協力を拒否された場合でも、診療上の不利益を被ることは一切あり

ません。

7. 問い合わせ先

〒569-1192 大阪府高槻市古曾部町 1-3-13

社会医療法人愛仁会高槻病院リハビリテーション科 理学療法士 山木健司

TEL : 072-681-3801 FAX : 072-682-3834 E-mail : yamaki.kenji@aijinkai-group.com